

慶弔に関する内規

1. 本地区会員の慶弔についてはこの規定による。

(1) 元地区ガバナー、名誉顧問、キャビネット構成員及び地区副委員長・委員・会計監査の

1) 本人が結婚したとき ￥20,000

2) 本人が死亡したとき ￥10,000

3) 本人が疾病により入院2週間以上を要すると認められたとき、見舞金として
￥5,000

4) 本人が火災風水害などの災害に遭ったとき
その程度によって見舞金 ￥10,000以内

(2) 本地区会員が死亡したとき ￥5,000

(3) 本規定の適用は、本人又はクラブ幹事の届出によるものとする。

(注) 1. 訃報の場合は以下内容をキャビネット事務局まで書面にて提出(キャビネット事務局閉局中は、キャビネット幹事に提出)。

- ・故人のお名前
- ・葬儀日時・場所
- ・逝去日
- ・喪主(続柄)

(注) 2. 慶弔費は原則クラブ口座への送金とし以下内容をキャビネット事務局に書面にて提出。

- ・振込先金融機関名
- ・支店名
- ・口座番号
- ・口座名義

2. 本規約の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

(付則) 2021年5月17日 施行